

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和3年4月18日 07時40分ごろ
発生場所	兵庫県播磨町新島南方沖 東播磨港別府東防波堤灯台から真方位149° 1.1海里付近 (概位 北緯34°40.9′ 東経134°50.9′)
事故の概要	プレジャーヨットオーロラは、南西進中、のり養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和3年5月6日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット オーロラ、5トン未満（長さ9.55m）
船舶番号、船舶所有者等	250-6054兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網の枠ロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速約10m/s、視界 良好 海象：うねり 波向 西、波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期 播磨町には、令和3年4月17日15時34分に強風注意報（平均風速15m/s）及び波浪注意報（有義波高1.5m）が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船尾でチラーを持って手動操舵で操船に当たり、釣り場に向けて機帆走による約3ノットの対地速力とし、新島南方沖ののり養殖施設（以下「本件施設」という。）の近くを釣り場に向けて南西進中、風が強くなってきて不安になったので帰航することとした。 本船は、本件施設の区画西端に設置された灯浮標の西方10m付近で右に回頭し始めたものの、北西風によって南東方の本件施設に向けて圧流され、本件施設に進入して本件施設に接触した。 船長は、釣り場に向かう際、早く到着したいと思い、北西風を右舷正横に受ける針路としたことから、本件施設の近くを航行したものの、本件施設から十分に離れて回頭すれば良かったと本事故後に思った。
分析	本船は、強風及び波浪注意報が発表されている状況下、機帆走により南西進中、船長が、釣り場に早く到着したいと思い、本件施設の近くを航行したことから、北西風によって南東方の本件施設に向けて圧流され、本件施設に進入して本件施設が損傷したものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、強風及び波浪注意報が発表されている状況下、本船が機帆走により南西進中、船長が、本件施設の近くを航行したため、北西風によって南東方の本件施設に向けて圧流され、本件施設に進入して本件施設が損傷したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・プレジャーヨットの船長は、風によって圧流されることを考慮して、養殖施設等から十分に離れて航行すること。</li><li>・プレジャーヨットの船長は、出航前に気象及び海象情報を確実に入手し、出航の可否を慎重に判断すること。</li></ul>